

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管項目	消防		局	予防	部	危険物保安	課
3-13	届出に係る認定制度を活用した事務の効率化						
実施内容	石油コンビナート等特別防災区域の事業所を対象として、自主保安体制の強化と規制の合理化を図ることを目的に、危険物の製造所等で比較的軽微な変更工事を行う際に堺市危険物規制規則により事前の届出が義務付けされている「変更工事の確認届出書」により確認すべき事項を自主的に確認できる者に対しては、事後的に資料の提出をすることで足りるとする制度を平成26年度に創設した。制度の創設にあたり、平成27年3月に堺市危険物規制規則の改正を行い、平成27年4月より制度の運用を開始する。 平成27年4月に対象事業所に対する説明会を実施するほか、6月に消防局HPにおいて認定制度の内容の掲載などを予定しており、対象事業所に対する認定制度の周知と制度の利用促進を行っていく。 平成27年度以降は、制度の利用に伴い事前の届出事務に費やしていた時間の軽減が期待される。 軽減した事務処理時間については、査察や違反処理などより効果的な事務事業の実施に活用する。 また、制度の利用に伴い、事業所内で安全確保体制の整備やリスクアセスメントの徹底、人材育成の推進が図られるなど、自主保安活動の促進が期待される。						
目標	平成27年度 2以上の事業所からの認定申請 平成28年度以降 4以上の事業所からの認定申請 (平成28年度追記)						
工程	当初予定	26年度		27年度	28年度	29年度	
		制度設計及び制度内容の検討(4月～12月) 危険物規制規則の改正(1月～3月)		対象事業所に対する認定制度の周知と制度の利用促進 軽減した事務処理時間の効果的な活用			
進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度		28年度	29年度		
		● 制度の運用開始(4月) ● 対象事業所に対する認定制度の周知と制度の利用促進 ● 対象事業所に対する説明会を実施(4月) ● 消防局HPにおいて認定制度の内容を掲載(6月)		● 制度の利用促進 ● 12月末に2対象事業所を認定し1月から制度を活用 軽減した事務処理時間の効果的な活用			
数値目標	所要時間数・認定事業所数	26年度		27年度	28年度	29年度	
		-		320時間・2事業所	640時間・4事業所	640時間・4事業所	
実績	見込 実績	26年度		27年度	28年度	29年度	
		-		-	-	-	
評価	28年度	課題		認定の申請時期については事業所の事業判断によるところが大きく、平成28年度は2事業所からの申請となった。引き続き制度の利用促進に取り組む必要がある。			
		改善策		あらゆる機会をとらえて制度の説明を行い、利用の促進を図る。その際は、内容の説明に加えて制度の目的や制度の利用により期待される効果等を説明し、より深く制度を理解してもらえるように努める。			
評価基準		A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成					
備考							